

「地域発 元気づくり支援金」平成 29 年度の改正点について

「地域発 元気づくり支援金」検証結果を踏まえ、平成 29 年度事業から次のとおり制度を改正します。

1 重点的に推進するテーマについて

(1) 県全域で重点的に推進するテーマ

県全体として重点的に推進する分野を明確にしたテーマを設定

(2) 地域ごとに重点的に推進するテーマ

県全域の重点テーマに加え、地域課題を踏まえた重点テーマを地域ごとにも設定

2 補助対象の明確化について

公共性の高い事業など、市町村が行う公共的団体等への委託事業を補助対象として明確化

3 財政基盤の弱い団体等の補助率の見直しについて

公共的団体等、財政力指数が県平均以下の市町村が実施する重点テーマに該当するハード事業の補助率を嵩上げ

区 分	ハード事業	重点テーマに 該当する場合	ソフト事業	重点テーマに 該当する場合
市町村・広域連合・一部事務組合	1 / 2 以内	2 / 3 以内	3 / 4 以内	4 / 5 以内
財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	3 / 4 以内 (現行 2 / 3)		
公共的団体等	2 / 3 以内	3 / 4 以内 (現行 2 / 3)		